

報告第13号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,701,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,285,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 40,220,139	千円 Δ1	千円 40,220,138
	1 負担金	40,220,139	Δ1	40,220,138
2 国庫支出金		45,512,300	Δ3,019,590	42,492,710
	1 国庫負担金	29,652,748	Δ2,932,365	26,720,383
	2 国庫補助金	15,859,552	Δ87,225	15,772,327
3 財産収入		1,505	Δ952	553
	1 財産運用収入	1,505	Δ952	553
4 繰入金		10,315,192	Δ606,741	9,708,451
	1 一般会計繰入金	9,371,585	Δ106,764	9,264,821
	2 基金繰入金	943,607	Δ499,977	443,630
5 繰越金		2,247,762	1	2,247,763
	1 繰越金	2,247,762	1	2,247,763

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		千円 56,689,799	千円 △74,281	千円 56,615,518
	1 雑入	56,689,799	△74,281	56,615,518
歳入合計		154,986,697	△3,701,564	151,285,133

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 154,986,697	千円 △3,701,564	千円 151,285,133
	1 社会福祉費	154,986,697	△3,701,564	151,285,133
歳出合計		154,986,697	△3,701,564	151,285,133